

千葉市役所プラスチックごみ削減に関する方針
～できることからコツコツと！ 脱プラスタイル始めましょう～

1 目的

この方針は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、市の事務事業におけるプラスチックごみ削減に関する基本的な事項を定めることにより、市が率先してプラスチックごみの発生抑制に取り組むとともに、職員一人ひとりが責任ある消費者として、美しい自然環境を次世代に引き継ぐために進んで行動することを目的とする。

2 基本的事項

- (1) 市はプラスチックごみの発生抑制を推進する観点から、事務事業における使い捨てプラスチックの使用を控えるよう努めるものとする。
- (2) プラスチックの使用が避けられない場合は、再生プラスチックを使用した製品の活用を検討するものとする。

3 取組内容

(1) 職員の率先行動

- ア 職員は、マイバッグ、マイボトル等を持参し、必要性の低い使い捨てプラスチックの受取を自ら辞退するよう努めるものとする。
- イ プラスチックごみが発生した場合は、分別方法に従い分別を徹底するものとする。

(2) 事務事業における取組

ア 会議等における飲料の提供

会議等における飲料提供では、使い捨てのペットボトルの個別配布を控え、リユースカップや缶での提供、マイボトル持参に努めるものとする。

イ 啓発物品等の調達

(ア) 啓発物品及び記念品等の調達では、使い捨てプラスチック製品は控え、プラスチックの使用が避けられない場合は、再生プラスチックを使用した製品を検討するものとする。

(イ) 啓発物品等の容器包装は控えることとし、製品の性質上、不可欠な場合には、プラスチック以外の容器包装に努めるものとする。

ウ イベント等の運営

(ア) イベント等の運営においては、使い捨てプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の使用を控えるものとする。

(イ) 食品を提供する場合は、使い捨てプラスチック食器の使用を控え、リユース食器等の使用に努めるものとする。

(ウ) プラスチックごみが発生した場合は、適切に分別し、処理するものとする。

エ 庁舎及び公の施設内での自動販売機等の設置

庁舎及び公の施設内で自動販売機等を設置する際は、ペットボトル以外の商品を取り扱うよう努めるものとする。

オ 関連団体等への要請

市は、外郭団体、公の施設の指定管理者、委託事業者及び行政財産使用許可を受けた庁舎内で営業を行う事業者等に対し、本方針に準じた対応を要請するものとする。

4 その他

この方針は、令和3年10月1日から施行する。